相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市浄明寺三丁目七八番地、最後の住所東京都足立区梅田七丁目二五番一三―一一〇八号　被相続人　亡　松永　智仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市樋口四三三番地、最後の住所東京都目黒区洗足一丁目二八番一七号

被相続人　亡　浅野　加代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番地一、最後の住所東京都大田区西糀谷二丁目一二番一五―三〇四号　被相続人　亡　伊藤　晴基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都千代田区丸の内三―四―二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三番地一、最後の住所東京都大田区西糀谷二丁目一二番一五―三〇四号　被相続人　亡　伊藤　晴基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市堀ノ内一丁目二〇〇二番地、最後の住所東京都杉並区下高井戸四丁目二二番二八号　被相続人　亡　榎本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市浄明寺三丁目七八番地、最後の住所東京都足立区梅田七丁目二五番一三―一一〇八号　被相続人　亡　松永　智仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都大田区北千束町五九九番地　被相続人　亡　菅野　ハナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡都農町大字川北九六五番地、最後の住所東京都武蔵野市関前四丁目一七番三―一〇一号シュロス武蔵野

被相続人　亡　河野　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所横浜市中区山手町一一番地三　被相続人　亡　呉　楚文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都大田区北千束町五九九番地　被相続人　亡　菅野　ハナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡都農町大字川北九六五番地、最後の住所東京都武蔵野市関前四丁目一七番三―一〇一号シュロス武蔵野

被相続人　亡　河野　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所横浜市中区山手町一一番地三　被相続人　亡　呉　楚文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

平成二十六年三月二十五日

横浜市港南区日限山三丁目五番、最後の住所横浜市港南区日限山三丁目五番二二号　被相続人　亡　近藤登代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階

相続財産管理人　弁護士　吉川知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市小原台二一二三番地、最後の住所横浜市神奈川区菅田町一番地一けやき荘　被相続人　亡　木村　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

横浜市中区弁天通二―二八―一ライオンズマンション関内一〇〇二号

相続財産管理人　弁護士　小澤　弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区池上七丁目八四番地、最後の住所新潟県三条市大野畑一一番七号　被相続人　亡　小林　多計

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

事務所新潟県三条市東裏館二丁目一八番六号

相続財産管理人　司法書士　大島留美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市神明町一二一三番地、最後の住所富山県滑川市田中新町九〇番地三　被相続人　亡　堤谷　一昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

富山県富山市西田地方町一丁目六番八号

相続財産管理人　弁護士　島谷　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区聖護院山王町一〇番地、最後の住所京都市左京区聖護院円頓美町二二番地　被相続人　亡　山本　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

京都府宇治市小倉町老ノ木二一番地の五

相続財産管理人　猪飼　千博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡福崎町福崎新一八一番地、最後の住所兵庫県神崎郡福崎町福崎新一八一番地　被相続人　亡　志水喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十五日

兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号

相続財産管理人　弁護士　菅尾　英文

第２期決算公告

平成26年3月24日

札幌市中央区北１条東４丁目８番地１

ポッカサッポロ北海道株式会社

代表取締役　栗原　史

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,648
	資産合計	9,648
負債及び純資産の部	流動負債	252
	負債合計	252
	株主資本	9,395
	資本金	10,000
	利益剰余金	△604
	その他利益剰余金	△604
	（うち当期純損失）	(598)
	純資産合計	9,395
	負債・純資産合計	9,648